

呉市不妊治療費助成事業について



呉市では、以下の不妊治療の助成を行っています。

◇呉市不妊治療費助成事業（一般（人工授精））

◇呉市特定不妊治療費助成事業

※不育症については、別途 呉市ホームページをご覧ください。



呉市不妊治療費助成事業（一般（人工授精））

交付対象者

- ・法律上婚姻している夫婦（事実婚も含む）
- ・夫婦のいずれか一方が呉市に住民登録があること
- ・呉市在住期間中に、国内の対象医療機関で治療を受けた人

対象となる治療（医療保険適用の有無にかかわらず行われた治療）

人工授精を行うために必要な検査及び治療（薬剤料も含む）

※人工授精を行ったことが前提

一般不妊治療の助成対象となる治療（診察料、処方箋料を含む）の範囲。（人工授精を行ったことが前提）

- 1 事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びH I Vなどの感染症検査費用
- 2 採精（事前採取も含む。）費用
- 3 精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る。）
- 4 精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用
- 5 卵胞の育成や排卵を促すための薬剤等を用いた治療に要する費用（治療の過程で行われる検査を含む。）
- 6 精子を子宮内に注入するために要する費用
- 7 人工授精後、感染予防のため、服用する抗生剤等
- 8 その他医師が一般不妊治療(人工授精)として必要と認める治療

対象医療機関

人工授精を実施している国内の医療機関

助成金額及び期間

対象に要した本人負担額の1/2（千円未満切り捨て）上限5万円

助成を開始した診療日（人工授精を受けた日）の属する月から継続2年間

※助成を受けた方が妊娠した場合は、リセットされ、再度助成が受けられます。

申請期限

1年分（3月診療分～2月診療分）をまとめて、治療が終了した日から1年以内に申請してください。

申請に必要な書類

1 「呉市不妊治療費助成事業申請書兼請求書（一般(人工授精)）」（様式第1号）

※印鑑はスタンプ印 不可

※振込口座は、申請者（請求者）本人名義のもの（通帳のコピー）

2 医師の証明書

様式第2号 「呉市一般不妊（人工授精）治療費助成申請に係る証明書」

※医師が記入します。

3 医療機関等が発行した領収書（写し）

当該助成に係る治療期間中のすべての領収書の写し（院外処方がある場合、薬局の領収書を含む）

4 戸籍謄本（原本） ※原則、初回申請時のみ添付。発行日から3ヶ月以内のもの

5 住民票（原本証明）世帯全員記載のもの ※続柄等の記載があるもので、マイナンバーの記載は不要

※発行日から3ヶ月間

※夫婦別世帯（別居）の場合、夫婦それぞれの住民票を添付

※事実婚の場合は、別途事実婚に関する申立書

●申請・お問い合わせ

呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ（すこやかセンターくれ5階）の窓口で申請して下さい。また、郵送も可能です。

お問い合わせ ・ 郵送先

〒737-0041

呉市和庄1丁目2番13号 すこやかセンターくれ5階

呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ

電話番号：0823-25-3540

呉市特定不妊治療費助成事業



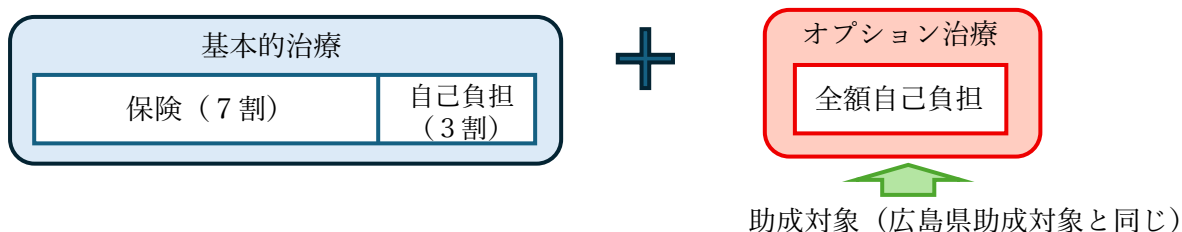
交付対象者

- ・法律上婚姻している夫婦（事実婚も含む）
 - ・夫婦のいずれか一方が呉市に住民登録があること
 - ・治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満であること
 - ・広島県が実施する特定不妊治療支援事業において、助成の承認を受けていること
- ② 令和8年4月1日以降の治療に係る領収書が対象となります。また、助成回数については、広島県が実施する特定不妊治療支援事業と同様となります。

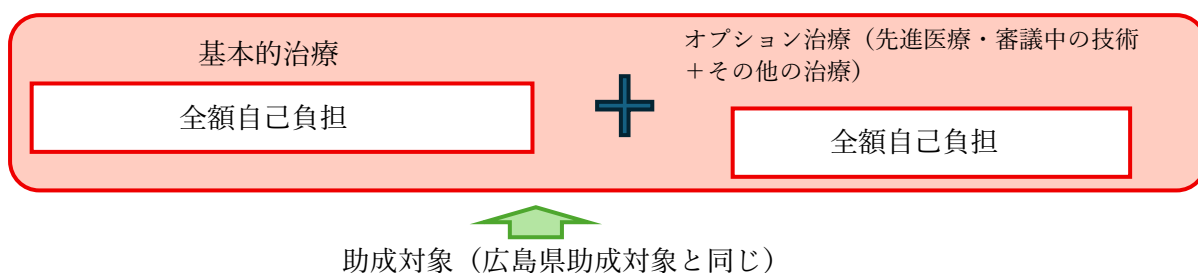


対象となる治療

助成対象1 保険診療で実施される特定不妊治療等に併せて行われた先進医療



助成対象2 先進医療等併用により、本来保険適用となる生殖補助医療等を含め全額自費診療となった治療



助成金

助成対象1 広島県の助成を除いた自己負担額の費用が対象

- ・特定不妊治療及び男性不妊治療 … 上限 30 万円

助成対象2 全額自費診療になった治療に要した費用の7割（千円未満切り捨て）で、広島県の助成を除いた自己負担額の費用が対象

- ・特定不妊治療 … 上限 30 万円（ステージ C・F の治療は 10 万円）

※男性不妊治療は、特定不妊治療を行うにあたり精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術 … 上限 30 万円

基本的治療

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

対象範囲	治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒植・顕微授精・培養)	胚移植					妊娠の有無の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	
		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬等)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			黄体期補充療法
							胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植		
助成対象	A	新鮮胚移植を実施											
	B	凍結胚移植を実施*											
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
	E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止											
	F	採卵したが卵が得られない または、状態のよい卵が得られないため中止											
男性	精子を精巣または精巣上体から採取するための手術												

* B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となる。

申請期限

広島県の特定不妊治療費助成が決定した日から起算して3か月以内に申請してください。

申請に必要な書類

- 「呉市特定不妊治療費助成事業申請書兼請求書」(様式第1号)
 ※申請書兼請求書は、(先進医療)(自費診療)の2種類あります。
 ※印鑑はスタンプ印 不可
 ※振込口座は、申請者(請求者)本人名義のもの(通帳のコピー)
- 広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書(写し)
- 広島県特定不妊治療支援事業申請に係る証明書(写し)
- 医療機関が発行する領収書(写し)
- 戸籍謄本(原本) ※原則、初回申請時のみ添付。発行日から3ヶ月以内のもの
- 住民票(原本証明)世帯全員記載のもの ※続柄等の記載があるもので、マイナンバーの記載は不要
 ※発行日から3ヶ月間

※夫婦別世帯（別居）の場合，夫婦それぞれの住民票を添付

※事実婚の場合は，別途事実婚に関する申立書

●申請・お問い合わせ

呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ（すこやかセンターくれ5階）の窓口で申請して下さい。また，郵送も可能です。

お問い合わせ ・ 郵送先

〒737-0041

呉市和庄1丁目2番13号 すこやかセンターくれ5階

呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ

電話番号：0823-25-3540